

資料・研究ノート

アユタヤ王朝の統治範囲を示す
「三印法典」中の3テキスト

石 井 米 雄

Three texts in the Law of Three Seals showing
the territories of the Ayutthayan dynasty

by

Yoneo ISHII

は じ め に

「三印法典」(Kotmai Tra Sam Duang) 中には、アユタヤ王朝の統治範囲を、具体的な地名表と共に示すテキストが、すくなくとも3種類含まれている。

アユタヤ王朝の統治形態は、基本的には、「首府(krung or mūang luang)」による「諸国(hua mūang)」の支配としてとらえられる。¹⁾もとよりこの支配が、どの程度まで実質的な効果をもち得たかという問題については、首府と諸国との空間的距離の大小がつねに制限因子として働いていたという点を考慮しなければならない。

1350年ラーマーティボディ1世によって始められたアユタヤ王朝は、16世紀半ばまでの200年間に、北は雲南省南部から南はマライ半島の南端まで、東はメコン河から西はサルウィン河流域までにその支配を及ぼす勢力に発展した。このような広大な領域に対するアユタヤ王朝の集権的支配体制の確立は、一般にポロマトライローカナート王(1448~1488)の治世に行なわれたものと考えられている。²⁾(この典拠として用いられている主たる史料は、「三印法典」に収録されている *Kot Monthianban*; the Palatine Law [後掲テキスト(c)]である。)同王は全国を、(1)畿内(Wong Ratchathani)、(2)大国(Mūang Phraya Maha Nakhon)、および(3)朝貢国(Prathetsarat)の3段階に分類した。畿内の諸国は、首都から派遣され、首都に居住する大臣に対して責任を負うところの代官によって直接に統治された。「大国」と呼ばれる諸国は、王族、中央・地方貴族らによって統治されたが、交通の不便さもあって、これらの諸国は

実質上半独立の状態にあったものと思われる。国主はアユタヤ王朝に対する臣従のあかしとして誓忠の飲水を行なうことが義務づけられていた。”朝貢国はいずれも民族を異にし、首都より僻遠の地にある諸国であって、これに対するアユタヤの支配は、微弱であり、しばしば名目にすぎなかった。3年に1度、金銀樹と呼ばれる貢物を献送し、時にアユタヤからの指示に基づいて兵を起すことがなければ、首都との関係は、はなはだ希薄であったといえよう。

1569年、ビルマ軍に対しアユタヤの喫した軍事的敗北の結果、トライローカナート王以来の統治組織は壊滅に瀕した。ナレースエン大王による独立の回復まで、アユタヤはビルマの付庸にすぎなかった。1590年、父王の後を襲って王位についたナレースエン大王は、ビルマの勢力を軍事的に駆逐した後、国内統治組織の再建に着手した。Müang Phraya Maha Nakhon の廃止、第1級国から第4級国までの、諸国の級別編成法の導入は、この王の治績とされている。”(ナレースエン大王の地方行政改革の史料として Wales は *Phra Ayakan Na Hua Müang* [テキスト(A)] を挙げているが⁹⁾、後述するテキストの成立時期1466年が正しければ、問題となろう。)

17世紀の末葉、とくに1691年に発生したナコンシータマラートの反乱以降、兵力徴集の効率化という観点から、全国を南北に2分し、その統治をアユタヤ宮廷における2大実力者である Mahatthai, Kralahom の手にゆだねるという措置がとられた。(Wales のこの推定は主として *Phra Thammanun* 第2部 [テキスト(B)] に基づいている。)

Mahatthai-Kralahom による全国の2分統治は、その後、外国貿易の振興と共に、Kromatha の重要度が増大し、Kromatha がタイ湾沿岸諸地方の統治の責任を分担するに至って、全国は Mahatthai-Kralahom-Kromatha の3者によって分割統治される形勢へと発展し、そのまま19世紀後半に及ぶのである。”

ここに紹介しようとする3種のテキストは、上記の通説の典拠として重要であり、したがって今後十分な検討を加えられるべき史料であるが、同時に、アユタヤ王朝の統治範囲を、具体的かつ体系的に示したタイ側史料として、他に類を見ないものである。”これらのテキストは、いずれも「三印法典」に収録されていることは前述のとおりであるが、同「法典」の成立が1805年であること、同「法典」がアユタヤ法の再構を基本としながらも、編纂の目的が実用であったということ、の2点に鑑み、同「法典」所載の各テキストには、かなりの変形が発生しているであろうことは当然予想されるところである。とくに本稿にとり上げたテキストにかんしては、地名のリストであるだけに加筆、削除の可能性がさらに大であったと見るべきであろう。テキストの利用にあたっては、十分な史料批判が必要であることは言うまでもない。――

3. テキストにあらわれた地名

掲出の順序にしたがって、テキスト(A)にあらわれた地名を整理すると、下表のとおりとなる。

	国 名		
第1級国	1. M. Phitsanulok	2. M. Nakhon Si Thammarat	
第2級国	1. M. Sawankhalok	2. M. Sukhothai	
	3. M. Kamphaeng Phet	4. M. Phetchabun	
	5. M. Nakhon Ratchasima	6. M. Tanao	
第3級国	1. M. Phichai	2. M. Phichit	
	3. M. Nakhon Sawan	4. M. Chanthabun	
	5. M. Chaiya	6. M. Phattalung	
	7. M. Chumphon		
第4級国	1. M. Phetchaburi	2. M. Chainat	3. M. In (thaburi)
	4. M. Phromburi	5. M. Singburi	6. M. Lopburi
	7. M. Saraburi	8. M. Uthaithani	9. M. Manorom
	10. M. Ang Thong	11. M. Sawankhaburi	12. M. Kanburi
	13. M. Saiyok	14. M. Suphanburi	15. M. Sisawat
	16. M. Nakhon Chaisi	17. M. Ratburi	18. M. Chachoengsao
	19. M. Nakhon Nayok	20. M. Prachinburi	21. M. Nonthaburi
	22. M. Tha Chin	23. M. Mae Klong	24. M. Pak Nam
	25. M. Chon	26. M. Pranburi	27. M. Kui
	28. M. Rayong	29. M. Banglamung	30. M. Tha Rong
	31. M. Bua Chum	32. M. Kampran	33. M. Chaibadan

(M. = Müang)

a. Nakhon Ratchasima

コーラート高原への入口。北方諸国に対する Phitsanulok 南方諸国に対する Nakhon Si Thammarat と同様の任務を、ラーオ諸国に対して持っていた。西方にドン・プラヤーファイの大密林が横たわっており、マラリヤの脅威をもって畿内との交通を阻害していた。ラタナコーシン朝に入ってから、第1級国に昇格。

3. テキストにあらわれた地名

1) 本テキスト第2節にあらわれた地名

- a. 「金銀樹」の献送を義務づけられた朝貢国
- b. 「忠誠の誓いの飲水」を義務づけられた大国

の二つのカテゴリーに分類されている。前者は、北方16カ国、南方4カ国、計20カ国。後者の8カ国は、Phetchabun と Thawai の違いを除けば、テキスト(A)の第1級国、第2級国とまったく一致する。(147ページの国名表参照)

南北20カ国朝貢国のうち、北方の16カ国は、ポロマラーチャー I 世 (1370~1388) の治世に始まり15世紀の末まで続けられた遠征の結果、アユタヤとの朝貢関係に入った国々である。¹⁷⁾

このうち Chiang Mai, Chiang Saen, Chiang Rai, Phrae および Nan の5カ国は容易に比定されうる。Saenwi は現ビルマ領、シャン州の Hsenwi であろう。

Chiang Rung は、雲南省南部、瀾滄江右岸の江洪 (=車里) と考えられる。

Nakhon Luang は Angkor Thom のタイ語訳である。¹⁸⁾

Sisattanakhanahut は、1560年まで Lan Chang 王国の首府であった Luang Prabang の異称。¹⁹⁾

Tong U は、ビルマの Toungoo か、あるいは Chiang Saen の上流約25マイルにあった古邑 Tang Au のいずれかであると考えられている。²⁰⁾

Chiang Krai-Chiang Kran²¹⁾ は Luang Prasoet 本アユタヤ年代記略本、小暦900年の条にあらわれる一対の国であって W. A. R. Wood はこれを1国と考えビルマ領 Moulmein 地方の Gyaing に比定している。²²⁾

Khemarat は、ビルマ領 Keng Tung のパーリ語名。²³⁾

Taithong は位置不詳。

! Khotrabong 東北タイ、メコン河右岸の Nakhonphanom か?。²⁴⁾

} Kew Kaew. Wyatt は東北タイの Ubon 地方ではなかろうか、との仮説を提出しているがその根拠は示していない。

南方の朝貢国 Ūjong Tānah (Uyontana), Malākā, Malāyū, Worawāri の4カ国について、G. E. Gerini はかつてつぎのような比定を行なった。²⁵⁾

(1) Ūjong Tānah : Johor

(2) Maalākā : Malacca

(3) Malāyū : Malāyū 河沿岸地方、西方 Johor に接する地域。

(4) Worawāri : 比定困難。おそらくは Malacca 南方の Mora-muār すなわち Muār であろう。

以上のうち、Malacca については、Luang Prasoet 本、小暦817年 (A. D. 1455/56) の条に、「軍勢を率いて、マラーカーを攻略す」とあるところから、本テキストの成立を1468年とすれば、Gerini の比定は説得的となる。しかし、のこりの3カ国については、今日なお確実な比定がなされるには至っていない。